

平成19年4月25日

報道関係者 各位

全日本遊技事業協同組合連合会
理事長 山田茂則

アルゼ㈱に対し、(株)ミズホ製回胴式遊技機『ゴールドX』の不具合発生に伴い被害を受けた組合員店舗による民事訴訟等について

1. 経緯

(i) 事案発生から全日遊連決議まで

平成15年7月16日の全日遊連・全国理事会当日、「『ゴールドX』に、“攻略法”があるとの情報が2チャンネルで掲示されている」旨の連絡が入ったことにより、当該遊技機に問題があることを全日遊連は把握した。

その後、当日の夜にアルゼ㈱側は、関係方面の了承もない状況で、当該遊技機を設置する全日遊連組合員店舗に対して、サブ基板の交換を行おうとした（以下「本行為」という。）が、全日遊連は、アルゼ㈱本社役員に対する中止の連絡、並びに各府県組合に対する注意喚起の文書の発出により、本行為を未然に防いだものである。

本行為が実施されると、風適法違反の無承認変更となり、「営業停止命令」が当該遊技機設置店舗に科せられる可能性が極めて高い。しかるにアルゼ㈱側もこのことを当然知り得ていたにもかかわらず、本行為を行おうとした、大変、由々しき行為であった。

また、その後もアルゼ㈱側の対応は、

- ①平成15年7月22日付でJASDAQから、「『ゴールドX』の対応に関するお知らせ」という公式発表を行い、この発表の中で、不具合(サブ基板にプログラムミスが生じ、社内において担当者の引継ミスから、最終検査が行われていなかったことによるもの)が原因で、メダル獲得が可能(特定の手順で遊技することによってメダルが増える)となり、お客が道具等を用いて行うゴト行為とは違うにもかかわらず、“ゴト的な行為が可能であることが判明したため”などと発表し、自らの開発におけるミスを棚上げして、「お客様が自由に行ってよい範疇の(遊技手順による)合法的な遊技」をゴト的な行為として、ファンを犯罪者呼ばわりした点
- ②平成15年7月25日開催の機械対策委員会にアルゼ㈱営業本部長を含めた役員2名が出席し、状況報告、及び保証を含む対応方の説明があったが、全日遊連よりだされた幾つかの要望に対して、アルゼ㈱役員2名は、要望案件を持ち帰り、再度、31日に機械対策委員会に出席して回答を行う予定となっていた。しかし、前日(7月30日)の午後に、アルゼ㈱側から一方的に出席拒否の連絡があり、且つ、今後については、文書によるやり取りのみの対応とした点

などといった、アルゼ(株)側の不適切極まりない、数々の対応内容に対し、全日遊連は、8月7日開催の全国理事会において、『『ゴールドX』に関する一連の問題において、アルゼ(株)の問題ある企業姿勢の責任を問うため、可能な限りの手を尽くすための行動を起こすこと』を決議したものである。

(ii) 各地区の『アルゼに対し責任追及をする会』の発足

その後、全日遊連の決意を全国の種々被害を受けた組合員店舗の方々、並びに何年もの間、行われてきた、遊技機製造メーカーによる“不公正と思われる販売方法”などの不合理な業界の商慣習に憤慨し続けてきた組合員店舗の方々の思いが重なり、各地区（北海道・東北・東京・関東・中部・近畿・中国・四国・九州）で、(株)ミズホ製回胴式遊技機『ゴールドX』の不具合により、各種損害を受けた組合員店舗を含め、将来の遊技機業界の健全化と発展のため、業界の不均衡な商慣習の是正を希求し結成趣旨に賛同する組合員店舗が結集した結果、9地区で「アルゼに対し責任追及をする会（以下「アルゼの会」という。）」が発足され、総入会者は、“4, 734店舗”にも及んだ。

2. 裁判等

(i) 民事訴訟（裁判）の開始

その後9地区の中から、関東、中部、中国、九州計4地区の「アルゼの会」所属の複数の組合員店舗から、民事訴訟提起の準備がなされ、平成16年9月27日の中部地区「アルゼの会」の複数の店舗の裁判を皮切りに、関東地区（平成16年11月4日）、中国地区（平成16年12月16日）、九州地区（平成17年3月17日）を原告（団）とする裁判が、東京地方裁判所で開始された。

また、本年4月初旬には、近畿地区「アルゼの会」の複数店舗が民事訴訟提起を行っている。

(ii) 全日遊連とアルゼ(株)との話し合い

また、裁判の開始と併せるようにアルゼ(株)から全日遊連に対し、“全日遊連組合員店舗との関係修復の話し合いを行いたい”との要請があり、話し合いの場を設けることとした。その後、第1回目の話し合いには、アルゼ(株)岡田会長も出席した。

これを受けて、全日遊連側から、今回の不具合（『ゴールドX』）のような事案が発生した場合の、当該製造メーカー側の不十分且つ、不公正な取引内容を見直すことを求め、話し合いを開始した。

その一つの取り組みとして、「売買契約書」内容の見直しなどの話し合いを継続中である。

(iii) 中国地区、及び関東地区「アルゼの会」原告の一審判決の内容について

各地区の原告の裁判が行われ2年強の歳月を経て、この度、平成19年3月15日に中国地区「アルゼの会」原告の一審判決、また、平成19年4月17日には、関東地区「アルゼの会」の原告の一審判決が下された。

判決内容について、中国地区、及び関東地区「アルゼの会」から、以下の報告があった。

※判決の骨子

第1. 中国地区のアルゼ(株)に対し責任追及をする会

1. 判決言渡日

平成19年3月15日

2. 事案

原告（パチンコ・パチスロのホール運営会社）が、被告アルゼ(株)から購入した回胴式遊技機（パチスロ機）ゴールドXに欠陥があり、それにより人件費などの損害を被ったとして、債務不履行に基づく損害賠償請求をしている事案

3. 判決内容

(1) アルゼ(株)に債務不履行に基づく損害賠償責任が認められたこと

アルゼ(株)が販売したゴールドXには、遊技者が一定の遊技方法によって遊技をすると獲得メダル数が増加するという不具合があり、ゴールドXはパチスロホールの営業に供することはできないものである。この不具合は、ゴールドXのサブ基板にプログラムミスがあった上、被告アルゼ(株)の社内において担当者の引継ミスから最終検査が行われなかったために発見されなかったものであり、被告アルゼ(株)に過失がある。

よって、被告アルゼ(株)は、売買契約の債務不履行により原告に生じた損害を賠償する義務がある。

(2) 監視費用相当額の損害の賠償が認められたこと

原告は、ゴールドXに不具合があったことにより、監視員をつけて営業をしたものであって、この監視費用相当額は被告アルゼ(株)の債務不履行によって発生した原告の損害である。よって、被告アルゼ(株)は、監視費用相当額の損害を賠償する義務がある。

第2. 関東地区のアルゼ㈱に対し責任追及をする会

1. 判決言渡日

平成19年4月17日

2. 事案

- (1) 原告(パチンコ・パチスロのホール運営会社)が、被告アルゼ㈱から回胴式遊技機(パチスロ機)ゴールドXを購入したところ、ゴールドXに欠陥があったために損害を被ったとして、債務不履行に基づく損害賠償請求をしている事案
- (2) 原告が、被告アルゼ㈱に下取りに出した中古機ミリオンゴッドの代金の支払いを求める事案

3. 判決内容

- (1) アルゼ㈱に債務不履行に基づく損害賠償責任が認められたこと
ゴールドXには、一定の遊技方法によって遊技すると、遊技者のレベルに関わらず遊技者のメダル獲得収支がほぼ必ずプラスとなり、原告がゴールドXをホールに設置して使用すると原告が利益を生み出すことができず、損害のみが発生するという欠陥が存在したのであるから、被告アルゼ㈱は、原告が被った損害を賠償すべきである。
- (2) 休業損害、運送費用相当額の損害、保管費用相当額の損害、検定費用相当額の損害、広告宣伝費相当額の損害、及び、変更承認申請費用相当額の損害の賠償が認められたこと
 - ①休業損害
原告がゴールドXの欠陥のためにゴールドXの稼働停止をし、別のパチスロ機を導入するまでゴールドXを稼働させることができなかった期間の休業損害について、被告アルゼ㈱に損害賠償義務が認められた。
 - ②運送費用相当額の損害
原告がゴールドXを設置するために運送費を支出したことについて、原告の損害を認め、被告アルゼ㈱に損害賠償義務が認められた。
 - ③保管費用相当額の損害
原告がゴールドXを設置するために保管費用を支出したことについて、原告の損害を認め、被告アルゼ㈱に損害賠償義務が認められた。

④検定費用相当額の損害

原告がゴールドXを設置するためにAMマークを取得するために費用を支出したことについて、原告の損害を認め、被告アルゼ㈱に損害賠償義務が認められた。

⑤広告宣伝費相当額の損害

原告がゴールドXを広告宣伝するために広告宣伝費を支出したことについて、原告の損害を認め、被告アルゼ㈱に損害賠償義務が認められた。

⑥変更承認申請費用相当額の損害

原告がゴールドXを設置するために変更承認申請費用を支出したことについて、原告の損害を認め、被告アルゼ㈱に損害賠償義務が認められた。

(3) 原告が、被告アルゼ㈱に下取りに出した中古機ミリオンゴッドの代金支払請求が認められたこと

3. 最後に

以上が、2地区の原告が所属する「アルゼの会」から報告を受けた判決内容である。

2地区の原告の判決は、双方ともに、アルゼ㈱側の過失を認め、売買契約に基づく、債務不履行により生じた賠償の支払いを命じる内容であり、全日遊連は、今後、このような不具合を発生させた遊技機等の事案が生じた場合の、問題解決のための参考となると考えている。

全日遊連としては、現在、継続中のアルゼ㈱との話し合いを、実のある内容とするため、引き続き、力を注ぐとともに、今後も裁判を継続されている各地区「アルゼの会」の原告の方々に対して、可能な限りの支援をし続けていく所存である。

以上